

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監4の第7号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所 管 所 属：都島区役所

通知を受けた日：令和4年6月21日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	第三者委託の公表については是正を求めたもの 【北区役所、都島区役所、中央区役所、西区役所、大正区役所、浪速区役所、東成区役所、住吉区役所、平野区役所、経済戦略局、環境局及び教育委員会事務局に対して】 施設所管所属の令和3年度第1四半期における第三者委託に関する情報の公表状況を確認したところ、施設所管所属34所属中12所属で所管する全ての施設について、ガイドラインで定められた期限である第1四半期の翌月である令和3年7月中に公表されておらず、今回の監査の実施通知送付日以降の公表となっていた。 〔指摘事項2〕 施設所管所属は、第三者委託公表の重要性を再認識し、ガイドラインに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。	(是正内容、再発防止策) ガイドラインに定められた期限については認識していたものの、事務の進捗管理が十分にできていなかったことが事務遅延の要因であると認識しており、令和3年11月1日より課内全員で事務の進捗管理や遅延等が把握できるよう「依頼・照会・問合せ等に対する事務の進捗管理表」を作成、データ管理（共有フォルダに保存）することで事務を見える化を実施。 現時点の第1四半期における第三者委託について公表し、以後発生する場合は、随時追加公表する。	措置済	令和4年6月3日